

入札心得

- 1 入札希望者は、競売公告及び入札説明書を熟読の上、契約内容等を十分承知して入札してください。
- 2 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 3 入札は、入札書を封書して提出してください。
- 4 入札保証金は免除としますが、落札者が契約を締結しないときはとして、落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければなりません。
- 5 入札書には、住所、氏名、入札金額を明確に記入の上、押印してください。
- 6 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書き換え、引き換え、又は撤回を行うことはできません。
- 8 次の各号に該当する入札は無効とします。
 - (1) 入札参加者の資格がない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
 - (4) 入札書記載の金額を加除訂正したもの又は氏名に押印のないもの若しくはその記載が確認できないもの
 - (5) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規定に該当するほか不正の行為があったもの
 - (7) 同一人が同一事項について二通以上の入札をしたもの
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者のした入札
 - (9) 明らかに連合と認められる入札
 - (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- 9 開札は、入札終了後直ちに行います。
- 10 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再入札を行います。再入札は 2 回までとします。
- 11 入札は、予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 12 入札保証金は、落札者を除き、すみやかに返還します。
- 13 落札者が落札決定日から 7 日（土、日、祝日に該当する場合には繰り上げます）以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。
- 14 落札者は、契約の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額（入札保証金が充当されます）を納めなければなりません。
この契約保証金は、現金により納付してください。
- 15 売買金額は、契約締結後 14 日以内に全額を納入しなければなりません。
- 16 その他、疑義のあるものについては、係員へお尋ねください。